

告示

埼玉県告示第九百七十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和二年九月四日

埼玉県知事 大野 元裕

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 六六七号	乾燥菌体 肥料	メイジ 乾燥菌体 肥料	窒素全量 四・五 りん酸全量 一・〇 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	令和五年 三月十六日	株式会社 明治 東京都中央区京橋 二丁目二番一号
埼玉県第 六六八号	混合有機 質肥料	サナー グロス	窒素全量 一・八 りん酸全量 五・五 加里全量 三・三 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	令和五年 四月十三日	株式会社 サナ 埼玉県所沢市 東所沢和田一丁目 四十一番地の六
埼玉県第 六六九号	消石灰	ネオシヨ ット	アルカリ分 七五・〇	令和八年 四月二十七日	菱光石灰工業株式 会社 東京都千代田区神 田富山町十番地二

埼玉県第 六二四号	魚節煮か す	9・0 千成魚節 煮かす	窒素全量 九・〇	令和八年 七月十一日	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿 七百五十三番地一
埼玉県第 六三九号	副産物動 物質肥料	10号 副産物動 物質肥料	窒素全量 一〇・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	令和五年 六月二十八 日	
埼玉県第 六六二号	副産植物 質肥料	10号 質肥料	窒素全量 一〇・〇	令和八年 五月二十二 日	番地 町渡瀬二百二十二
埼玉県第 六六一号	副産植物 質肥料	9・5号 質肥料	窒素全量 九・五	令和八年 五月二十二 日	埼玉県児玉郡神川 朝日アグリア株式 会社
埼玉県第 六七〇号	消石灰	ソトRX	アルカリ分 七八・〇	令和八年 四月二十七 日	菱光石灰工業株式 会社 東京都千代田区神 田富山町十番地二一